

事務連絡
平成31年3月29日

都道府県
各 指定都市 放課後児童健全育成事業 ご担当者 様
中核市

厚生労働省子ども家庭局
子育て支援課 健全育成係

放課後児童対策に係るQ & A等について

日頃より、子ども・子育て支援施策及び子どもの健全育成の推進にご尽力、ご協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

今般、下記事項について、ご連絡させていただきますので、ご了承くださいとともに、各都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に周知していただきますようお願いいたします。

記

- ・別添1「放課後児童対策に係るQ & A」
- ・別添2「平成31年度における「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の交付額の算定方法について」

以上

【連絡先】
厚生労働省子ども家庭局
子育て支援課 健全育成係
電話：03-5253-1111（内線 4966・4845）
E-mail：clubsenmon@mhlw.go.jp

放課後児童対策に係るQ&A

【平成31年3月29日現在】

No	該当項目	質 問	回 答
1	放課後居場所緊急対策事業	当該事業は、放課後児童健全育成事業の要件を満たさなくてもよいのか。	本事業は、放課後児童健全育成事業とは異なる事業であるため、運営にあたって「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を満たすことは要しない。運営にあたっては、放課後居場所緊急対策事業の実施要綱に基づくものとする。
2		対象事業の制限として、「放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村(又は生じる見込みのある市町村)」とあるが、待機児童数の基準日はいつになるのか。	事業を開始する月の初日を基準日とする。4月から実施するのであれば4月1日、5月からであれば5月1日である。
3		年度途中で待機児童が10人未満となった場合、補助対象外となるのか。	一時的に、待機児童が8～9人になったとしても、その後の状況によって10人以上の待機児童が見込まれる場合は対象となる。
4		実施要綱9対象事業の制限(1)にある「放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じる見込みのある市町村」とはどのような場合を想定しているか。	例年の傾向やニーズ調査の結果など、客観的な根拠をもって10人以上待機児童が発生すると予見される状態等が考えられる。原則として、待機児童が10人以上生じている市町村を対象とする事業であり、見込みによる当該事業の実施については、相応の根拠を備える必要がある。
5		主として4年生以上の児童が対象とされているが、3年生以下の児童が利用することはできないのか。	「主として」であり、自治体の判断で3年生以下を受け入れても差し支えなく、3年生以下の児童がいたとしても補助基準額に影響するものではない。なお、事業の実施にあたっては、安全に配慮した運営をしていただくことが前提となるので、ご留意いただきたい。
6		現状、県においてH31当初に予算確保ができていないが、県が市町村に補助ができない場合でも、市町村で実施が可能であるか。	市町村が3分の2を負担するのであれば、都道府県が負担しなくとも実施は可能である。
7	小規模多機能・放課後児童支援事業	放課後児童健全育成事業者として市町村に届出をしているが、児童数が10人未満であるために国庫補助を受けていないクラブについて、本事業の対象となるか。	放課後児童健全育成事業の実施要綱上、児童数が10人未満の支援の単位も厚生労働大臣が認める場合は交付対象となるため、そちらをご活用いただきたい。
8		当該事業は、放課後児童健全育成事業の要件を満たさなくてもよいのか。	本事業は、放課後健全育成事業とは異なる事業であるため、運営にあたって放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を満たすことは要しない。運営にあたっては、小規模多機能・放課後児童支援事業実施要綱に基づくものとする。
9		本事業において、職員の兼任は許されるか。また、常時の見守りを要するものか。	専門スタッフの配置要件は、 ・実施要綱3(1)については、預かり事業として少なくとも1人以上 ・実施要綱3(2)については、預かり事業及び独自事業を合わせて2人以上としており、それぞれ専任で、常時見守り等の対応をすることとなる。
10		実施要綱3事業内容等(1)に、「一体的に実施する事業・施設に、人員配置などの最低基準がある場合には、それぞれの事業・施設の設備運営基準を満たした上で、人員配置などの最低基準を超えた体制により、預かり事業に協力できる場合であって、」とあるが、例えば地域子育て支援拠点事業(一般型)を実施している施設内で、地域子育て支援拠点に従事する専任職員を2人(最低基準)、預かり事業に従事する職員を1人配置して事業を実施している場合は対象にならないのか。	実施要綱に記載のとおり、最低基準を超えた体制を要する。例示の場合は最低基準どおりの体制となっており、対象とならない。

2019年度における「放課後児童支援員等処遇改善等事業」
の交付額の算定方法について

実施要綱の別添6の3(2)の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」では、国庫補助基準額の人件費相当額を除いた額を補助対象としている。

2019年度における具体的な「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の補助額の算定方法は下記のとおりとなる。なお、放課後児童支援員が行う事務処理を業務委託すると、総人件費が減少し、結果的に「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の補助額が減額となるというご指摘を踏まえ、2018年度より子ども達への手厚い支援を確保するために放課後児童支援員が行う事務処理を業務委託している（業務委託することで人件費を削減している）場合は、当該委託経費について計算上は総人件費に含めて差し支えないこととする。

記

放課後児童クラブに係る人件費の総額から、放課後児童健全育成事業（実施要綱の別添1）及び小規模放課後児童クラブ支援事業（実施要綱の別添8）により充てられる費用を除いた額のうち、当該常勤職員に係る人件費（賃金改善分を含む）及び常勤職員以外の職員の賃金改善分を補助対象とし、当該額と国庫補助基準額3,012,000円を比較して少ない方の額を基に国庫補助額を算定することとする。

なお、上記の放課後児童健全育成事業（実施要綱の別添1）により充てられる額は、以下の①又は②に③及び④を加えた額とし、小規模放課後児童クラブ支援事業（実施要綱の別添8）により充てられる額は、⑤とする。

- ① 開所日数250日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の場合
3,545,000円
- ② 開所日数250日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が20人以上の場合
6,940,000円
- ③ 開所日数加算の対象となる場合
(年間開所日数－250日) × 20,000円
- ④ 長時間開所加算の対象となる場合
(ア) 平日分
「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 732,000円
(イ) 長期休暇等分
「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数 × 330,000円
- ⑤ 小規模放課後児童クラブ支援事業（実施要綱の別添8）を実施している場合
1,150,000円

以上